

ニノ千調査審議スル所トス

一、第十九條第二節(未だ終了除ク)及第三節、餞別金

二、第三條乃至第四條、救済金

三、第三十五條、貸金

四、第三十九條、處置

第十六條 相談會ハ専任幹事之ヲ召集ス

空例相談會ハ隔月一回之レヲ開ク但シ議事ナキトキハ休會スルコトアルハシ

臨時必要場合ニハ會長ノ許可ヲ受ケ臨時相談會ヲ開ク

第十七條 委員及世話役ニ選任セラレタル者ハ特別事由ナクシテ其ノ就任ヲ拒ムコトヲ得ス

委員及世話役ノ任期及其補缺ハ親友會ノ則第十九條乃至第十七條規定ヲ準用ス

第四章 互救事業

第一節 慶弔

第一項 祝儀

第十八條 會員ニ左ノ慶弔アリタルトキハ夫レ夫レト統ヨリ御祝ヲ為ス

一、會員又ハ會員ノ配偶者ニ出産アリタルトキハ御歡トシテ金參圓若クハ之ニ相当スル祝品

二、會員カ婚禮ヲ為シタルトキハ御祝トシテ金五圓若クハ之ニ相当スル祝品但シ初婚ニシテ入籍シタルモノニ限ル

三、會員ノ長男及長女カ初節句ニ當ルトキハ御祝トシテ金參圓若クハ之ニ相当スル祝品但シ養子、庶子、私生子ハ長男、長女ナキトキハ長男、長女ニ準ス

四、出征為メ退會シタルモノ凱旋後還滞ナク再ビ入會シタルトキハ御祝トシテ金拾圓若クハ之ニ相当スル祝品

五、入營ノ為メ退會シタルモノ満期退營後還滞ナク再ビ入會シタルトキハ御祝トシテ金參圓若クハ之ニ相当スル祝品

六、會員ニシテ傭員又ハ飯場頭ニ昇進シタルトキハ御祝トシテ第十九條第一節ノ金額

第二項 餞別

第十九條 滿一ヶ年以上會員タリシモノ左記各節ノ事由ニ因リテ退會シタルトキハ夫レ夫レト統ヨリ餞